

第167回
福島県都市計画審議会
議案書

日 時 平成26年3月25日（火）13時30分～

場 所 杉妻会館 4階 牡丹の間

福島県都市計画審議会

目 次

○ 第167回福島県都市計画審議会審議事項

1. 議案 1

○ 報告事項

2. 第166回福島県都市計画審議会に付議された案件の報告 49

○ 福島県都市計画審議会委員名簿 50

1. 議案

第167回福島県都市計画審議会に次の議案を提出する。

議案番号	議 案 名	決定区分(関係市町村)	備 考
議案第1958号	いわき都市計画道路の変更について	福島県 (いわき市)	東日本大震災復興特別 区域法第48条第7項第 1項に基づく議案
議案第1959号	二本松都市計画区域、本宮都市計画区域及び岩代都市 計画区域の変更について	福島県 (二本松市、本宮市、大玉村)	都市計画法第5 条第6項で準用 する同条第3項 の規定に基づく 議案
議案第1960号	喜多方都市計画区域及び塩川都市計画区域の変更につ いて	福島県 (喜多方市)	
議案第1961号	会津坂下都市計画区域及び塩川都市計画区域の変更に ついて	福島県 (会津坂下町、湯川村)	
議案第1962号	県北都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更 について	福島県 (福島市、伊達市、桑折町、 国見町)	
議案第1963号	霊山都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更 について	福島県 (伊達市)	都市計画法第21 条第2項で準用 する同法第18条 第1項の規定に 基づく議案
議案第1964号	川俣都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更 について	福島県 (川俣町)	
議案第1965号	二本松本宮都市計画区域の整備、開発及び保全の方針 の変更について	福島県 (二本松市、本宮市、大玉村)	
議案第1966号	県中都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更 について	福島県 (郡山市、須賀川市、鏡石町)	
議案第1967号	田村三春小野都市計画区域の整備、開発及び保全の方 針の変更について	福島県 (田村市、三春町、小野町)	
議案第1968号	石川都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更 について	福島県 (石川町、浅川町、玉川村、 平田村)	

議案第1969号	県南都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について	福島県 (白河市、西郷村、泉崎村、中島村、矢吹町、棚倉町、塙町)	
議案第1970号	会津都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について	福島県 (会津若松市、会津美里町)	
議案第1971号	会津高田都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について	福島県 (会津美里町)	
議案第1972号	会津坂下都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について	福島県 (会津坂下町、湯川村)	
議案第1973号	喜多方都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について	福島県 (喜多方市)	
議案第1974号	猪苗代都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について	福島県 (猪苗代町、磐梯町)	
議案第1975号	西会津都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について	福島県 (西会津町)	
議案第1976号	南会津都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について	福島県 (南会津町)	
議案第1977号	県北都市計画区域区分の変更について	福島県 (福島市、伊達市)	
議案第1978号	県中都市計画区域区分の変更について	福島県 (郡山市)	
議案第1979号	会津都市計画区域区分の変更について	福島県 (会津若松市)	
議案第1980号	特殊建築物の敷地の位置について (建築基準法第51条ただし書による許可)	福島県 (本宮市)	建築基準法第51条の規定に基づく議案

平成26年3月25日

福島県都市計画審議会長

いわき都市計画道路の変更について

1. 都市計画道路に1・5・1号小名浜道路を次のように追加する。
2. 都市計画道路中3・5・4号勿来常磐線ほか1路線を次のように変更する。

黒字：変更前

赤字：変更後（変更箇所のみ表示）

種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員	地表式の区間における鉄道等との交差の構造	
自動車専用道路	1・5・1	小名浜道路	いわき市泉町下川字大剣	いわき市山田町和久	いわき市添野町猿田	約 8,340m		2車線	13.5m		
	構造形式の内訳		いわき市添野町欠下	いわき市添野町欠下		約 460m	嵩上式		13.5m		
			いわき市添野町大町	いわき市添野町猿田		約 470m	嵩上式		12.0m ～ 13.5m		
			いわき市高倉町堤ノ上	いわき市高倉町田ノ作		約 540m	嵩上式		17.5m		
						約 6,870m	地表式		13.5m ～ 17.5m	幹線街路勿来常磐線と立体交差1箇所 常磐自動車道と立体交差1箇所	
<p>なお、 いわき市泉町下川字大剣地内に出入口を設ける。 いわき市泉町下川字境ノ町地内に出入口を設ける。 いわき市添野町猿田地内に出入口を設ける いわき市山田町長沢地内にインターチェンジを設ける。 いわき市山田町和久地内に出入口を設ける</p>											<ul style="list-style-type: none"> ・起点方向、市道大剣1号線に接続 ・都市計画道路3・5・4号勿来常磐線に接続 ・県道常磐勿来線に接続 ・常磐自動車道に接続 ・終点方向、県道いわき上三坂小野線に接続

種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員	地表式の区間における鉄道等との交差の構造	
幹線街路	3・5・4	勿来常磐線	いわき市勿来町 関田御城前	いわき市常磐 下船尾町古内		約 16,360m		2車線	12m		
	構造形式の内訳					約 16,360m	地表式		12m～ 22.5m	幹線街路と平面交差 17箇所 幹線街路仁井田佐糖線と立体交差	
									幹線街路と平面交差 17箇所 幹線街路仁井田佐糖線と立体交差 自動車専用道路と立体交差		
幹線街路	3・4・111	勿来小浜線	いわき市勿来町 窪田田中	いわき市小浜町 東ノ作		約 9,820m	地表式	2車線	18m		
	車線の数の内訳		2車線			約 8,320m					
			4車線			約 1,500m					
	構造形式の内訳					約 9,820m					

「区域は計画図表示のとおり」

理 由

1・5・1号 小名浜道路

本路線は、本県の海の玄関口である重要港湾小名浜港と常磐自動車道とを連結する自動車専用道路であり、「福島県復興計画」の重点プロジェクトでもある「ふくしま復興再生道路」に位置づけられており、本路線の整備により小名浜港の物流拠点としての機能強化を図り、周辺道路の渋滞緩和や地域の観光及び復興を支援する都市施設として、復興整備計画に記載し、本案のとおり都市計画道路に追加しようとするものです。

3・5・4号 勿来常磐線

新たに整備される都市計画道路小名浜道路と本路線が交差する箇所において、円滑な交通を確保するために右折車線を整備する必要があることから、復興整備計画に記載し、本案のとおり幅員を変更しようとするものです。

3・4・111号 勿来小浜線

本路線は、東日本大震災により大きな被害が発生した小浜地区及び岩間地区の幹線道路であり、いわき市の「復興計画」に基づき、海岸堤防、防災緑地等と一体となり、地区の復興を支援する都市施設として、都市計画決定したところです。

当初、当該道路の沿道利用計画から、沿道との間に法面が発生しない計画であったが、土地利用の考え方が整理され、当該地における土地利用の見込みが無いことから道路法面が発生することとなったため、復興整備計画に記載し、本案のとおり変更しようとするものです。

【 参 考 】

1 都市計画の案の縦覧及び意見書の提出状況

[小名浜道路及び勿来常磐線]

縦 覧 期 間	平成26年 2月21日～平成26年 3月 7日
意見書の提出状況	意見書の提出なし

[勿来小浜線]

縦 覧 期 間	平成26年 1月10日～平成26年 1月24日
意見書の提出状況	意見書の提出なし

議案第1959号

二本松都市計画区域、本宮都市計画区域及び岩代都市計画区域の変更について

都市計画区域を次のように変更する。

黒字：変更前

赤字：変更後（変更箇所のみ表示）

1. 二本松本宮都市計画区域の面積

都市計画区域名	現在の面積 (ha)	変更後の面積 (ha)	内 訳 (ha)	備 考
二本松都市計画区域	10,319	—	二本松市 10,296 大玉村 23	二本松本宮 都市計画区域 に 統 合
本宮都市計画区域	10,829	—	本宮市 6,430 大玉村 4,399	
岩代都市計画区域	1,409	—	二本松市 1,409	
二本松本宮都市計画区域	—	21,828	二本松市 10,976 本宮市 6,430 大玉村 4,422	

2. 都市計画区域に含まれる土地の区域

福島県二本松市

赤井沢、安達ヶ原一丁目、安達ヶ原二丁目、安達ヶ原三丁目、安達ヶ原四丁目、安達ヶ原五丁目、安達ヶ原六丁目、安達ヶ原七丁目、鑑摺石、伊佐沼町一丁目、伊佐沼町二丁目、石ノ花、石畑、板目沢、市海道、井戸神、岩崎、丑子内、乳母沢、上原、榎戸一丁目、榎戸二丁目、大石ヶ作、大坂、大沢、大関、大壇、大平山、大森沢、落合、表一丁目、表二丁目、郭内一丁目、郭内二丁目、郭内三丁目、郭内四丁目、隠里、片岸、金色、金色久保、冠木、上新田、上葉木坂、上平内、亀谷一丁目、亀谷二丁目、唐谷

山、借宿、北トロミ、木藤次郎内、木ノ崎、木ノ根坂、向陽台、郡山台、小関、古家、才木山、西光内、在師、幸町、茶園一丁目、茶園二丁目、栄町、作田、笹屋、沢松倉、三合内、三雄山、塩沢字茱黄塚山、塩沢字茱黄塚山国有林、塩沢町一丁目、塩沢町二丁目、下町、島ノ内、下平、下ノ内、下山田、上竹一丁目、上竹二丁目、正法寺町、新座、新田、新林、水神、末広町、菅田、杉田駄子内、杉田仲之内、杉田町一丁目、杉田町二丁目、杉田町三丁目、硯石、住吉、諏訪原、関、瀬ノ上、反返、反田、大根畑、大作、高越松ヶ作、高越屋戸、高田、高西、高平、岳温泉一丁目、岳温泉二丁目、岳温泉三丁目、岳温泉四丁目、岳温泉大和、岳温泉西大和、岳温泉深堀、岳温泉横森、竹柄、竹田一丁目、竹田二丁目、岳東町、立石、館野一丁目、館野二丁目、館野三丁目、館野四丁目、館野原、垣子内、長者宮、長命、槻木、鉄扇町、峠、藤太郎内、藤之前、十神、遠西、苗松、中江、中里、永田一丁目、永田二丁目、永田三丁目、永田四丁目、永田五丁目、永田六丁目、永田字長坂国有林、永田鍛冶内、永田才木、永田積内、永田馬保内、永田御堂内、中ノ目、中山田、七ツ段、成上、成田日向、成田町一丁目、成田町二丁目、二伊滝一丁目、二伊滝二丁目、二伊滝三丁目、西池、西町、根崎一丁目、根崎二丁目、萩坂、八万館、羽石、馬場平、原セ天ヶ作、原セ大畑、原セ笠張、原セ上平、原セ上ノ内、原セ川原、原セ才木、原セ諏訪、原セ堰下、原セ仲谷地、原セ日照田、原セ山口、原田、東裏、東町、毘沙門堂、毘沙門堂山、姫子松、平石高田一丁目、平石高田二丁目、平石高田三丁目、平石高田四丁目、袋内、二又、不動、不動平、舟石、舟形石、舟形石山、坊主滝、細野、前田、前原、松岡、南トロミ、箕輪一丁目、箕輪二丁目、箕輪三丁目、三原町、三保内、宮沢、宮戸、向作田、向原、本町一丁目、本町二丁目、諸越谷、薬師、社前、休石、休石原、屋戸入、矢ノ戸、山田、雄平台、湯川町、若宮一丁目、若宮二丁目、油井、智恵子の森一丁目、智恵子の森二丁目、智恵子の森三丁目、智恵子の森四丁目、智恵子の森五丁目及び米沢の全部の区域

渋川のうち字赤木内、字赤坂、字揚山、字石ヶ森、字臼石、字閨井谷地、字上原、字大桑田、字大久保、字大壇、字大森越、字柿ノ内、字圀壇、字上岩崎、字上黒沼、字上田子屋、字上払川、字北裡、字北柿ノ内、字木明内、字栗子森、字栗木内、字黒沼、字黒谷地、字桑原、字後座内、字小壇、字五郎兵衛、字才ノ神、字柴林、字下岩崎、字下柿ノ内、字下黒沼、字下田子屋、字下原、字下払川、字蛇森、字十文字、字新大桑田、字新木明内、字神社前、字神明、字神明森、字椴松、字双柳、字大黒、字大黒前、字田子屋、字館、字館前、字館山、字仲平、字坪ヶ作、字鶴蒔田、字堂返、字稻荷里、字取揚、字西金成田、字西角、字二本柳、字沼前、字羽黒下、字羽黒山、字八介沢、字八人首、字羽山、字払川、字原新田、字東金成田、字舟山、字星地藏、字南柿ノ内、字

宮久保、字宮前、字向黒、字向坂、字向田子屋、字向山、字谷地橋、字柳下、字油王田、字脇久保の全部の区域

吉倉のうち字臼石、字臼石山、字上古屋、字古屋前、字下古屋、字諏訪上、字諏訪越、字諏訪下、字諏訪前、字諏訪山、字畑田、字東古宿、字日黒及び字広窪の全部の区域

吉倉のうち字中田の一部の区域

小沢のうち字原及び字柳原の全部の区域

下川崎字上平の全部の区域

小浜のうち字上館、字北月山、字下館、字反町、字鳥居町、字新町、字広惣内、字藤町、字不動滝、字古明神、字本町及び字芳池の全部の区域

上長折のうち字片倉、字行部内、字下館及び字滝の全部の区域

下長折のうち字大柱、字下ノ内、字後向、字除、字前及び字真角の全部の区域

下長折のうち字移川及び字藤の一部の区域

西勝田のうち、字安斎窪、字植松、字牛坂、字柏木田、字鞍掛、字七合畑、字杉内、字立坂、字館ノ越、字つつじ山、字樋ノ口及び字山下の全部の区域

福島県本宮市の都市計画区域

福島県安達郡大玉村の都市計画区域

3. 新たに都市計画区域に含まれる土地の区域

福島県二本松市

小沢のうち字原及び字柳原の全部の区域

下川崎字上平の全部の区域

4. 都市計画区域から除外する土地の区域

福島県二本松市

成田の全部の区域

西勝田のうち字上太池田、字下太池田、字土合、字供中内、字小僧壇、字天王、字田中及び字三本松の全部の区域

小浜字成田沢の全部の区域

下長折のうち字荒井、字桜田、字越田及び字小瀬川の全部の区域

「区域は計画図のとおり」

理 由

【二本松都市計画区域を拡大する理由】

拡大する地区は、国道4号に隣接しているなどの利便性の高さにより、道の駅安達や、小沢工業団地、宅地として利用されており、これまで開発行為や建築行為について都市計画法による規制を受けてこなかったため、無秩序な市街地形成が進んでいます。計画的な土地利用の誘導により、無秩序な市街化の抑制と良好な環境を有する市街地の形成を目指すため、新たに都市計画区域に含めようとするものです。

【岩代都市計画区域を縮小する理由】

縮小する地区は、住環境の整備や開発計画により、土地利用等が大きく変化することが予想されたことから、乱開発の防止や秩序ある健全な市街地整備の誘導及び自然との調和のとれた良好な都市環境の確保を目的に平成8年に都市計画区域に指定しましたが、その後の社会情勢の変化等により、一部区域を除き都市的土地利用がなされず、自然的土地利用が大半を占めています。

また、上位計画の「二本松市国土利用計画」において、農林業を主体とした土地利用を図るとしており、近年においては市街化の動向は見られず、人口減少等により都市的土地利用の進展は今後も見込まれないことから、都市計画区域から除外しようとするものです。

【都市計画区域を統合する理由】

市町村合併に伴う行政区域の拡大や、社会経済情勢の変化とモータリゼーションの進展等によって、生活範囲や都市圏域が拡大されており、都市計画区域を現在の都市圏域等の実態に合わせてより広域的に再編するため、本案のとおり区域を変更しようとするものです。

【参 考】

1 市町村の意見

市町村名	意見
二本松市	なし
本宮市	なし
大玉村	なし

議案第1960号

喜多方都市計画区域及び塩川都市計画区域の変更について

都市計画区域を次のように変更する。

黒字：変更前

赤字：変更後（変更箇所のみ表示）

1. 喜多方都市計画区域の面積

都市計画区域名	現在の面積 (ha)	変更後の面積 (ha)	内 訳 (ha)	備 考
喜多方都市計画区域	5,779	10,468	喜多方市 10,468	
塩川都市計画区域 (うち喜多方市分)	2,788	—	喜多方市 2,788	喜多方都市計画区域に統合

2. 都市計画区域に含まれる土地の区域

福島県喜多方市

字落合、字稲清水、字山ノ神、字馬場、字寺西、字村西、字宮西、字寺南、字五ノ神、字惣座宮、字西町、字南町、字中町、字北町、字加登、字桜町、字大豆田、字長面、字蒔田、字舞台田、字梨子ノ木、字瀬戸、字二本木、字畑台、字中台、字柳清水、字南原、字沢ノ目、字台、字原田、字上江、字下江、字銭田、字越巻、字籠田、字台添、字分田、字広面、字大谷地田、字屋敷免、字石田、字東町、字四百苺、字井戸尻、字江中子、字六枚長、字窪田、字南條、字西井戸尻、字川原田、字下川向、字中川原、字上川向、字緑町、字一丁目、字二丁目、字寺町、字三丁目、字町尻西、字寺田、字扇田、字前田、字常盤町、字寺町南、字慶徳道下、字館野、字鶴巻、字慶徳道上、字坂井道上、字道円淵、字見頃道下、字飯田道上、字樋越、字壇ノ前、字中寺、字中清水、字蝦蟆淵、字見頃道上、字御茶屋、字東小原、字経壇東、字宗匠壇、字水上、字沼田、字小田付道上、字小田付道下、字細田、字御清水東、字梅竹、字稲荷宮、字御清水南、字柳原、字六百苺、字御清水、字沢ノ免、字谷地田、字町尻東、字大道田、字小田、字

百苧田、字中島、字東川原田、字川原田西、字行作、字谷地田上、字大坪、字川下、字東籠田、字西籠田、字前田上、字永久、字一本木上、字一本木下、字長内、字大道端、字中谷地、字大谷地、字三百苧、字五百苧、字砂子田、字千苧新道下、字町田下、字中田、字千苧道下、字下川原、字千苧道上、字千苧中道上、字太子堂、字千苧、字町田、字七百苧、字古寺、字市道、字北原、字天満前、字町西、字町北、字番帳免、字長源段、字経壇、字花園、字諏訪、字さつきが丘、字桜ガ丘一丁目、字桜ガ丘二丁目、字常盤台、字大荒井、字西四ツ谷、字青葉台、字押切一丁目、字押切二丁目、字押切三丁目、字押切東一丁目、字押切東二丁目、字押切南一丁目、字押切南二丁目、字清水が丘一丁目、字清水が丘二丁目、字清水が丘三丁目、字清水台一丁目、字清水台二丁目、字清水台三丁目、字通船場、東桜ガ丘一丁目、東桜ガ丘二丁目、字北町上、字窪屋敷、字元諏訪、字向谷地、字小原、字西小原、字谷地及び字東台の全部の区域

松山町の全部の区域

上三宮町上三宮の全部の区域

上三宮町吉川のうち字堂前、字南中、字別当屋敷、字北中、字三島、字杉本カラケ、字比津井田、字シケ畑、字日照畑、字南館、字村東、字鴨田、字大畑、字燈明田、字吸右衛門作、字北川原、字上川原、字藤木、字原田、字於前ノ分、字外手原、字金畑、字台畑、字檀ノ前、字彦四郎分、字大荒井前、字下川原、字前田免、字下三宮、字井戸尻、字上新田、字東大寄、字川原田、字長泥、字摺屋敷、字和尚檀、字西大寄、字四分一、字弥五作、字反田、字中川原、字吉田、字飯塚、字清水尻、字新屋敷、字黒沢、字開伝原、字越法田、字北広畑、字南広畑、字瀧ノ沢、字鹿畑、字林下、字館中、字熊鷹、字北原、字相ノ沢、字山ノ神、字新田、字宮田、字岩沢村東、字見頃、字蛭田及び字押切の全部の区域

上三宮町三谷のうち字葡萄沢、字北原新田、字西村、字前畑、字下前田、字屋敷中、字丹波畑、字下三山道南、字茅畑、字甚右エ門畑、字北屋敷、字馬場ノ上、字般若田道上、字般若田道下、字前田道下、字細谷、字台、字甚右エ門田、字上前田、字西宅地、字村南、字讓屋、字村北道南、字村北道北、字讓屋南、字山本、字山本北、字山瀧、字讓屋東、字山本東、字根小屋、字老家内、字高橋沢、字村北道東、字南宅地、字家東、字落見、字中田、字古酒田、字間々上、字最上田、字太郎木原、字分田、字濁川端、字松野堰東、字比丘人渕、字清水尻、字小荒田、字五分一、字老家、字飛鳥前、字山本前、字寺前、字村北及び字村東の全部の区域

岩月町入田付のうち字西桜壇、字東桜壇、字原添、字駒形、字七曲、字亀岩尻、字広原、字亀岩及び字大杉の全部の区域

岩月町宮津のうち字馬場、字西馬場、字南沢田、字宮地、字広面、字小市作、字下村前、字下村、字東馬場、字南谷地、字台、字台田、字西ノ前、字笹ノ上、字西原、字銭神、字西ノ後、字田中、字宮東、字東谷地、字滝川前、字滝川後、字滝川、字村東、字村前、字飛屋敷、字四百刈、字南原、字畑添、字腰巻、字宮ノ前、字寺西、字林添、字中田付、字北向、字家ノ東、字東原、字向台上、字前谷地、字家ノ前、字五百苺、字大沢、字岩崎、字西荒田、字西井戸尻、字井戸尻、字原ノ坊、字原田、字若宮、字西田窪、字弘海壇、字堰東、字畑ヶ田西、字原ノ坊前、字大門、字道下東、字下新田、字堀下、字道下西、字鳥ヶ屋敷、字元添、字柏原廻り、字小原、字家ノ北、字向台下、字上岩崎、字道下、字柏原、字堤田、字山下、字北原、字火付沢、字土橋、字勝耕作、字惣社原、字桜壇、字畑ヶ田、字清水上、字家ノ後、字寺窪前、字寺山、字家ノ上、字前坂、字中峠、字中山、字沢ノ上、字西ノ山、字坂下、字鳥ヶ墓、字勝負沢、字家ノ下、字家ノ向、字長窪、字上方、字三十苺、字三津谷、字中田付東、字中田付西及び字沢田の全部の区域

岩月町檀野の全部の区域

岩月町喜多方の全部の区域

岩月町大都のうち字孫六田、字猫ノ尾、字田向、字諏訪前、字前田、字北村前、字阿合、字諏訪後、字神田作、字前川原、字名木ノ原、字荒田、字下祢唐巻、字館ノ内、字堂ノ前、字上祢唐巻、字広面、字下清水、字東前田、字上屋敷、字衛門作、字上清水、字中川原前、字窪田、字聖ノ宮、字寺前、字沢ノ目、字寺西、字谷地、字菅田、字後生免、字宮ノ前、字石神、字中川原後、字西畑、字広畑、字品ノ木、字松原、字大名、字道角川原、字六角、字扇田、字番状免、字東村、字西村、字宮ノ先、字宮前、字長窪、字ウルイ坂、字菖蒲沢、字中山、字林ノ下、字平石、字吹屋沢、字山ノ神、字上ノ台、字大沢入及び字芋窪の全部の区域

関柴町関柴のうち字六百苺、字姥柳、字稻荷宮、字中江、字代官作、字山道端、字川原、字村東、字関柴、字前田、字石ノ堂、字川又前、字川又、字戌亥谷地、字大田、字赤坂前、字ツクノ下、字北畑、字阿弥陀堂、字赤坂、字西城、字外赤坂、字打入、字上打入、字大窪、字甘草苺、字打入東、字蟹沢、字蟹沢入、字西打越、字寺入、字五倫、字下打越、字赤坂後、字寺ノ後、字打越、字東打越、字諏訪ノ上、字入柴西、字黒ヶ沢、字門光寺後、字諏訪後、字万太郎沢、字墓ノ後、字経塚、字権現沢、字門光寺、字高橋、字堂ノ下、字平石、字清水尻、字入柴、字館ノ内、字家ノ後、字諏訪下、字山口平、字黒岩、字黒岩下、字九郎右エ門、字

滝ノ下及び字滝ノ平の全部の区域

関柴町下柴のうち字道尻、字道下、字庄遠田、字下ノ代、字向川原、字西川原、字上ノ代、字天神前、字大門口、字東住、字市道上、字山道上、字後田、字馬場田、字堰根、字姥堂、字播ノ内、字寺田、字的場、字芝原前、字天ヶ作、字墓ノ前、字小松、字三十苺、字樋口、字台畑、字台、字家ノ前田、字上小松、字寺ノ前、字大門、字北畑、字山ノ神、字家ノ後、字三百苺、字窪田、字堰場、字雨ヶ作山、字大門山、字骨土入、字長光窪、字糠敷沢、字石堂、字石堂沢、字羽山堂、字駒坂、字二本木沢、字滝下、字川音、字村北、字寺西及び字寺前の全部の区域

関柴町平林の全部の区域

関柴町三津井の全部の区域

関柴町上高額の全部の区域

関柴町西勝の全部の区域

関柴町豊芦の全部の区域

熊倉町熊倉のうち字柳内、字中川、字大門、字物江、字高畑、字東裏、字熊倉、字杉ノ下、字大竹、字クネ添、字壇ノ前、字宮西、字宮西端、字段袋、字小塩川端、字中里向、字八丁、字比丘谷地、字西裏、字町尻、字新田、字大坪、字羽曾部、字元木、字八丁前、字柳原北、字西柳原、字柳原、字柳原添、字舞台田、字明七、字大道東、字下川原、字中川原、字後川原、字松ノ下、字高城下、字熊倉下、字柳舞川及び字熊倉上の全部の区域

熊倉町新合のうち字小沼、字村西、字上川原、字ヲソノコへ、字揚場、字東町尻、字畑中、字辻道下、字辻、字川原、字羽黒森、字日照田、字家ノ北、字金沢、字竹花、字昭和及び字道下の全部の区域

熊倉町都のうち字反田、字村中、字町尻西、字町尻東、字欠ノ下、字高柳、字諏訪後、字上川原、字三百苺、字梨子木、字館ノ前、字宮ノ前、字村西、字下川端、字輪具、字作田、字権現森、字高吉、字館及び字吉沢の全部の区域

慶徳町松舞家のうち字免田、字稲荷前、字北稲荷前、字天神前、字天神宮、字上村、字沢向、字百目貫、字沢田、字北新町、字松野、字木曾ノ原、字下根柄巻、字重檀、字角田、字雪船田、字三貫堰、字一本柳、字原添、字反町、字上田、字北ノ窪、字谷地田、字家ノ前、字舞台田前、字窪田、字堰場、字走下り、字下川、字上川、字下川原、字中原、字町尻、字若宮、字下古屋敷、字

上古屋敷、字鶴巻田、字道下、字新町、字古寺前、字台ノ下、字中台、字上川原、字台田、字丑ノ尾、字六千刈、字飯台田及び字舞台田の全部の区域

慶徳町豊岡のうち字牛沢、字今町、字木曾原、字千五百苺、字高木、字京八田、字柳町、字反町、字上川原、字川原田、字下川原、字中川原、字重壇、字中江、字北城、字上江、字本町、字不動前、字香隈山、字山岸、字豊岡道北及び字堀出の全部の区域

慶徳町新宮のうち字館北、字館内、字前田道南、字神明道下、字前田、字小館、字上川原、字座当免、字前川原、字中地、字御戸開、字地蔵免、字金押免、字鶴巻、字下川原、字清水尻、字招木、字畑中、字熊野、字新宮及び字桜本の全部の区域

慶徳町山科のうち字家ノ下、字六間割、字八人訳、字天神免、字天神塚、字須崎、字出川原、字川端、字蔵東、字二渡及び字山崎の全部の区域

豊川町の全部の区域

塩川町の都市計画区域

熱塩加納町加納のうち字御下甲、字家ノ前甲、字杉ノ坪甲、字朴田甲、字家ノ後甲、字桜畑甲、字西ノ宮甲、字白五輪甲、字中道下甲、字下窪甲、字北諏訪田甲、字根岸甲、字下根岸甲、字桜川甲、字根岸北甲、字水上甲、字鍋蓋、字中小原、字小原、字上り江甲、字西土合甲、字十間館甲、字畑中甲、字烏林甲、字中大用甲、字谷地中甲、字蕨原甲、字板屋甲、字五目甲、字村東甲、字村南甲、字石田原甲、字朴林甲、字岩尾道下甲、字窪甲、字北畑甲、字甚蔵新田甲、字大道下甲、字屋敷内甲、字弥太ヶ原下台甲、字館ノ廻り甲、字弥太ヶ原甲、字鷺田境甲、字堰上甲、字柿木田甲、字古屋敷甲、字蟹沢甲、字斎藤田甲、字蟹沢道下甲、字向新田甲、字松ノ下甲、字堂ノ下甲、字藤平田甲、字上三境甲、字館ノ内甲、字惣右エ門田甲、字館ノ東甲、字館ノ北甲、字日照田甲、字村前田甲、字妻ノ神甲、字虚空蔵道下甲、字竹ノ花甲、字根ノ上甲、字鷺田甲、字五十苺甲、字舞台田甲、字北原甲、字下谷地林甲、字稻荷前甲、字谷地田甲、字畑ヶ田甲、字下原道西甲、字下原道下甲、字鍛冶原甲、字丸山甲、字深沢甲、字鷺生山甲、字下山甲、字山ノ神甲、字坂下甲、字家ノ前原甲、字三角甲、字堰西甲、字堰東甲、字道上堰東甲、字道上堰西甲、字下谷地山甲、字東山甲、字上ノ山甲、字根岸山甲、字上外出ヶ原甲、字五目山甲、字鷺田山甲、字五目、字根岸、字中道下、字添田、字柿田、字村北、字蟹沢、字堂ノ下、字村前、字根岸山、字五目山、字鷺田山及び字水上の全部の区域

熱塩加納町宮川のうち字出尻、字並桜、字五分一道下、字墓ノ西、字南原、字中山田前、字山田前、字山田中島、字北山田前、

字馬乗馬場、字寺ノ前、字三軒屋敷、字半在家、字寺ノ西、字勘解由畑、字諏訪林、字南末家、字北原、字堰上、字中岩ノ前、字中百苺、字西岩尾、字三島前、字西原、字岩尾、字南澤、字半在家道東、字欠田、字姥小田、字橋元、字五目道下、字八反田、字南北ノ沢、字屋敷畑、字善次郎家西、字上口、字玉屋、字中才、字若宮、字悪水道下、字五目道上、字悪水出シ、字五分一堰東、字細田、字北ノ沢、字治平家北、字丸山、字治平家道北、字治郎平作、字深田、字八百苺、字長山、字山道北、字堰下、字半在家道南、字半在家道北、字岩尾東、字岩尾西、字八反田東及び字八反田西の全部の区域

熱塩加納町米岡のうち字二本木原甲、字桜屋敷前乙、字寺内乙、字百祭乙、字中和田乙、字家ノ前乙、字山際乙、字原田乙、字下平乙、字北原乙、字針生乙、字堰下乙、字広畑乙、字下台乙、字上台乙、字天野澤乙、字円田澤乙、字円田乙、字東円田乙、字長坂乙、字円田原乙、字堂ノ後乙、字日照屋敷乙、字桜屋敷乙、字上野丙、字寺ノ前丙、字町尻丙、字寺内丙、字中ノ澤東丙、字中ノ澤西丙、字大工屋敷丙、字元屋敷西丙、字反田丙、字七百苺丙、字横堀丙、字五輪前丙、字元木丙、字横堀後丙、字円田原丙、字下川原向丙、字稻荷坂丁、字窪田丁、字窪ノ上丁、字田中前丁、字下川原丁、字尾畑腰丁、字田中丁、字田尻丁、字日照田丁、字間々ノ上丁、字宮ノ前丁、字堰下丁、字寺ノ西丁、字寺ノ前丁、字寺ノ北丁、字中ノ段丁、字段ノ下丁、字京仙坂丁、字上日照田丁、字入組五倫丁、字円田原丁、字下ノ川丁、字北原丁、字大西丁、字八百苺戊、字家ノ前戊、字中川原戊、字市野々戊、字大工屋敷丁、字中川原前、字下田中前、字明戸前、字堰下、字大西原、字段ノ下、字日照田原、字日照田前、字上野前、字上野後、字円田前、字上野原、字桜屋敷前、字下針生、字中川原、字平名森及び字市野々の全部の区域

熱塩加納町相田のうち字中道東乙、字中道西乙、字西ノ前乙、字小松原乙、字大美濃原乙、字坊頭林乙、字十二神乙、字下原乙、字下内裏乙、字上内裏乙、字下ノ台乙、字大林乙、字五百苺乙、字前田乙、字東前田乙、字東原乙、字下川原乙、字上川原乙、字大森乙、字大森、字西原及び字金屋の全部の区域

熱塩加納町熱塩のうち字下湯坂甲、字上湯坂甲、字前川原下甲、字向川原下甲、字東黒川丙、字雀田丁、字前田丁、字天神下丁、字西黒川丁、字天神林丁、字黒川及び字雀田の全部の区域

熱塩加納町山田のうち字道西甲、字山新田甲、字細田甲、字於伊勢ノ前甲、字赤崎甲、字羽山甲、字元屋敷甲、字千苺田後甲、字千苺田甲、字大明神前甲、字関根道下甲、字三百苺甲、字前田甲、字関根道上甲、字清左エ門東甲、字川原田甲、字ムク田甲、字家ノ東甲、字宇津野道下甲、字荒新田甲、字稲干場甲、字俣ノ上甲、字堂ノ下甲、字堂ノ下堰東甲、字湯坂乙、字水尻乙、字赤

崎道上乙、字中川原乙、字下川原乙、字栗生沢乙、字湯坂、字水尻、字栗生沢、字道上、字道下、字赤崎及び字道西の全部の区域

3. 新たに都市計画区域に含まれる土地の区域

福島県喜多方市

松山町鳥見山のうち字三百苺、字家ノ西、字家ノ根、字上川原、字志田、字江端、字上西原、字三町歩、字大道東上ノ切、字若林、字堀込、字大道東中ノ切、字上新屋敷上ノ切、字大道東下ノ切、字大道西、字間々下上ノ切、字間々下、字溜井下、字川西、字鷲田道下、字鷲田道上、字伊勢ノ宮、字宮西、字西原、字堰下、字松原、字松山、字堰上、字中村道上及び字中村道下の全部の区域

上三宮町上三宮のうち字廟山の全部の区域

岩月町入田付のうち

字西桜壇、字東桜壇、字原添、字駒形、字七曲、字亀岩尻、字広原、字亀岩、及び字大杉の全部の区域

岩月町宮津のうち字堤田、字山下、字北原、字火付沢、字土橋、字勝耕作、字惣社原、字桜壇、字畑ヶ田、字清水上、字家ノ後、字寺窪前、字寺山、字家ノ上、字前坂、字中峠、字中山、字沢ノ上、字西ノ山、字坂下、字鳥ヶ墓、字勝負沢、字家ノ下、字家ノ向、字長窪、字上方、字三十苺、字三津谷、字中田付東、字中田付西及び字沢田の全部の区域

岩月町大都のうち字長窪、字ウルイ坂、字菖蒲沢、字中山、字林ノ下、字平石、字吹屋沢、字山ノ神、字上ノ台、字大沢入及び字芋窪の全部の区域

熱塩加納町加納のうち字御下甲、字家ノ前甲、字杉ノ坪甲、字朴田甲、字家ノ後甲、字桜畑甲、字西ノ宮甲、字白五輪甲、字中道下甲、字下窪甲、字北諏訪田甲、字根岸甲、字下根岸甲、字桜川甲、字根岸北甲、字水上甲、字鍋蓋、字中小原、字小原、字上り江甲、字西土合甲、字十間館甲、字畑中甲、字鳥林甲、字中大用甲、字谷地中甲、字蕨原甲、字板屋甲、字五目甲、字村東甲、字村南甲、字石田原甲、字朴林甲、字岩尾道下甲、字窪甲、字北畑甲、字甚蔵新田甲、字大道下甲、字屋敷内甲、字弥太ヶ原下台甲、字館ノ廻り甲、字弥太ヶ原甲、字鷲田境甲、字堰上甲、字柿木田甲、字古屋敷甲、字蟹沢甲、字斎藤田甲、字蟹沢道下甲、字向新田甲、字松ノ下甲、字堂ノ下甲、字藤平田甲、字上三境甲、字館ノ内甲、字惣右エ門田甲、字館ノ東甲、字館ノ北甲、字日照

田甲、字村前田甲、字妻ノ神甲、字虚空蔵道下甲、字竹ノ花甲、字根ノ上甲、字鷲田甲、字五十苺甲、字舞台田甲、字北原甲、字下谷地林甲、字稻荷前甲、字谷地田甲、字畑ヶ田甲、字下原道西甲、字下原道下甲、字鍛冶原甲、字丸山甲、字深沢甲、字鷲生山甲、字下山甲、字山ノ神甲、字坂下甲、字家ノ前原甲、字三角甲、字堰西甲、字堰東甲、字道上堰東甲、字道上堰西甲、字下谷地山甲、字東山甲、字上ノ山甲、字根岸山甲、字上外出ヶ原甲、字五目山甲、字鷲田山甲、字五目、字根岸、字中道下、字添田、字柿田、字村北、字蟹沢、字堂ノ下、字村前、字根岸山、字五目山、字鷲田山及び字水上の全部の区域

熱塩加納町宮川のうち字出尻、字並桜、字五分一道下、字墓ノ西、字南原、字中山田前、字山田前、字山田中島、字北山田前、字馬乗馬場、字寺ノ前、字三軒屋敷、字半在家、字寺ノ西、字勘解由畑、字諏訪林、字南末家、字北原、字堰上、字中岩ノ前、字中百苺、字西岩尾、字三島前、字西原、字岩尾、字南澤、字半在家道東、字欠田、字姥小田、字橋元、字五目道下、字八反田、字南北ノ沢、字屋敷畑、字善次郎家西、字上口、字玉屋、字中才、字若宮、字悪水道下、字五目道上、字悪水出シ、字五分一堰東、字細田、字北ノ沢、字治平家北、字丸山、字治平家道北、字治郎平作、字深田、字八百苺、字長山、字山道北、字堰下、字半在家道南、字半在家道北、字岩尾東、字岩尾西、字八反田東及び字八反田西の全部の区域

熱塩加納町米岡のうち字二本木原甲、字桜屋敷前乙、字寺内乙、字百祭乙、字中和田乙、字家ノ前乙、字山際乙、字原田乙、字下平乙、字北原乙、字針生乙、字堰下乙、字広畑乙、字下台乙、字上台乙、字天野澤乙、字円田澤乙、字円田乙、字東円田乙、字長坂乙、字円田原乙、字堂ノ後乙、字日照屋敷乙、字桜屋敷乙、字上野丙、字寺ノ前丙、字町尻丙、字寺内丙、字中ノ澤東丙、字中ノ澤西丙、字大工屋敷丙、字元屋敷西丙、字反田丙、字七百苺丙、字横堀丙、字五輪前丙、字元木丙、字横堀後丙、字円田原丙、字下川原向丙、字稻荷坂丁、字窪田丁、字窪ノ上丁、字田中前丁、字下川原丁、字尾畑腰丁、字田中丁、字田尻丁、字日照田丁、字間々ノ上丁、字宮ノ前丁、字堰下丁、字寺ノ西丁、字寺ノ前丁、字寺ノ北丁、字中ノ段丁、字段ノ下丁、字京仙坂丁、字上日照田丁、字入組五倫丁、字円田原丁、字下ノ川丁、字北原丁、字大西丁、字八百苺戊、字家ノ前戊、字中川原戊、字市野々戊、字大工屋敷丁、字中川原前、字下田中前、字明戸前、字堰下、字大西原、字段ノ下、字日照田原、字日照田前、字上野前、字上野後、字円田前、字上野原、字桜屋敷前、字下針生、字中川原、字平名森及び字市野々の全部の区域

熱塩加納町相田のうち字中道東乙、字中道西乙、字西ノ前乙、字小松原乙、字大美濃原乙、字坊頭林乙、字十二神乙、字下原乙、字下内裏乙、字上内裏乙、字下ノ台乙、字大林乙、字五百苺乙、字前田乙、字東前田乙、字東原乙、字下川原乙、字上川原乙、字

大森乙、字大森、字西原及び字金屋の全部の区域

熱塩加納町熱塩のうち字下湯坂甲、字上湯坂甲、字前川原下甲、字向川原下甲、字東黒川丙、字雀田丁、字前田丁、字天神下丁、字西黒川丁、字天神林丁、字黒川及び字雀田の全部の区域

熱塩加納町山田のうち字道西甲、字山新田甲、字細田甲、字於伊勢ノ前甲、字赤崎甲、字羽山甲、字元屋敷甲、字千苺田後甲、字千苺田甲、字大明神前甲、字関根道下甲、字三百苺甲、字前田甲、字関根道上甲、字清左エ門東甲、字川原田甲、字ムク田甲、字家ノ東甲、字宇津野道下甲、字荒新田甲、字稲干場甲、字俣ノ上甲、字堂ノ下甲、字堂ノ下堰東甲、字湯坂乙、字水尻乙、字赤崎道上乙、字中川原乙、字下川原乙、字栗生沢乙、字湯坂、字水尻、字栗生沢、字道上、字道下、字赤崎及び字道西の全部の区域
「計画図のとおり」

理 由

【喜多方都市計画区域を拡大する理由】

拡大する地区は、田園風景が広がる農業を主とした土地利用が中心となっているが、近年、山形県米沢市と結ぶ国道121号大峠道路の整備により多数の工場が立地するなど沿道の開発が進むとともに、熱塩加納総合支所を中心とした地域において宅地としての土地利用が進んでいる。今後の広域的な道路網の整備により、更なる都市的土地利用の傾向が強まるものと見込まれることから、適正な土地利用の規制誘導を図り、乱開発の防止と自然景観との調和のとれた良好な住環境を形成するため、新たに都市計画区域に含めようとするものです。

【都市計画区域を統合する理由】

市町村合併に伴う行政区域の拡大や、社会経済情勢の変化とモータリゼーションの進展等によって、生活範囲や都市圏域が拡大されており、都市計画区域を現在の都市圏域等の実態に合わせてより広域的に再編するため、本案のとおり区域を変更しようとするものです。

【 参 考 】

1 市町村の意見

市町村名	意見
喜 多 方 市	なし

議案第1961号

会津坂下都市計画区域及び塩川都市計画区域の変更について

都市計画区域を次のように変更する。

黒字：変更前

赤字：変更後（変更箇所のみ表示）

1. 会津坂下都市計画区域の面積

都市計画区域名	現在の面積 (ha)	変更後の面積 (ha)	内 訳 (ha)	備 考
会津坂下都市計画区域	5,685	7,321	会津坂下町 5,685 湯川村 1,636	
塩川都市計画区域 (うち湯川村分)	1,636	—	湯川村 1,636	会津坂下都市計画区域に統合

2. 都市計画区域に含まれる土地の区域

福島県河沼郡会津坂下町及び河沼郡湯川村の都市計画区域

「計画図のとおり」

理 由

【都市計画区域を統合する理由】

市町村合併に伴う行政区域の拡大や、社会経済情勢の変化とモータリゼーションの進展等によって、生活範囲や都市圏域が拡大されており、都市計画区域を現在の都市圏域等の実態に合わせてより広域的に再編するため、本案のとおり区域を変更しようとするものです。

【 参 考 】

1 市町村の意見

市町村名	意見
会津坂下町	なし
湯川村	なし

議案第1962号

県北都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を次のように変更する。

別紙「県北都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」のとおり

理 由

都市計画法第6条の2第1項に基づき、平成16年に当初の「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」を定めましたが、今般の少子高齢化や市町村合併等の社会情勢の変化、及び東日本大震災による被害を踏まえ、本案のとおり変更しようとするものです。

【 参 考 】

1 公聴会開催状況

開 催 日 平成25年11月25日～26日
公 述 人 1名
公 述 内 容 別紙1のとおり

2 都市計画案の縦覧及び意見書の提出状況

縦 覧 期 間 平成26年2月14日～28日
意見書の提出状況 意見書の提出なし

3 市町村の意見

市町村名	意 見
福 島 市	なし
伊 達 市	別紙2のとおり
桑 折 町	なし
国 見 町	なし

議案第1963号

霊山都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を次のように変更する。

別紙「霊山都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」のとおり

理 由

都市計画法第6条の2第1項に基づき、平成16年に当初の「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」を定めましたが、今般の少子高齢化や市町村合併等の社会情勢の変化、及び東日本大震災による被害を踏まえ、本案のとおり変更しようとするものです。

【 参 考 】

1 公聴会開催状況

開 催 日 平成25年11月29日
公 述 人 なし

2 都市計画案の縦覧及び意見書の提出状況

縦 覧 期 間 平成26年2月14日～28日
意見書の提出状況 意見書の提出なし

3 市町村の意見

市町村名	意 見
伊 達 市	別紙2のとおり

議案第1964号

川俣都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を次のように変更する。

別紙「川俣都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」のとおり

理 由

都市計画法第6条の2第1項に基づき、平成16年に当初の「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」を定めましたが、今般の少子高齢化や市町村合併等の社会情勢の変化、及び東日本大震災による被害を踏まえ、本案のとおり変更しようとするものです。

【 参 考 】

1 公聴会開催状況

開 催 日 平成25年11月27日
公 述 人 なし

2 都市計画案の縦覧及び意見書の提出状況

縦 覧 期 間 平成26年2月14日～28日
意見書の提出状況 意見書の提出なし

3 市町村の意見

市町村名	意 見
川 俣 町	なし

議案第1965号

二本松本宮都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を次のように変更する。

別紙「二本松本宮都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」のとおり

理 由

都市計画法第6条の2第1項に基づき、平成16年に当初の「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」を定めましたが、今般の少子高齢化や市町村合併等の社会情勢の変化、及び東日本大震災による被害を踏まえ、本案のとおり変更しようとするものです。

【 参 考 】

1 公聴会開催状況

開 催 日 平成25年11月28日
公 述 人 なし

2 都市計画案の縦覧及び意見書の提出状況

縦 覧 期 間 平成26年2月14日～28日
意見書の提出状況 意見書の提出なし

3 市町村の意見

市町村名	意 見
二本松市	なし
本宮市	別紙2のとおり
大玉村	なし

議案第1966号

県中都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を次のように変更する。

別紙「県中都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」のとおり

理 由

都市計画法第6条の2第1項に基づき、平成16年に当初の「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」を定めましたが、今般の少子高齢化や市町村合併等の社会情勢の変化、及び東日本大震災による被害を踏まえ、本案のとおり変更しようとするものです。

【 参 考 】

1 公聴会開催状況

開 催 日 平成25年11月26日
公 述 人 なし

2 都市計画案の縦覧及び意見書の提出状況

縦 覧 期 間 平成26年2月14日～28日
意見書の提出状況 意見書の提出なし

3 市町村の意見

市町村名	意 見
郡 山 市	なし
須 賀 川 市	別紙2のとおり
鏡 石 町	別紙2のとおり

議案第1967号

田村三春小野都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を次のように変更する。

別紙「田村三春小野都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」のとおり

理 由

都市計画法第6条の2第1項に基づき、平成16年に当初の「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」を定めましたが、今般の少子高齢化や市町村合併等の社会情勢の変化、及び東日本大震災による被害を踏まえ、本案のとおり変更しようとするものです。

【 参 考 】

1 公聴会開催状況

開 催 日 平成25年11月29日
公 述 人 なし

2 都市計画案の縦覧及び意見書の提出状況

縦 覧 期 間 平成26年2月14日～28日
意見書の提出状況 意見書の提出なし

3 市町村の意見

市町村名	意 見
田 村 市	なし
三 春 町	なし
小 野 町	なし

議案第1968号

石川都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を次のように変更する。

別紙「石川都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」のとおり

理 由

都市計画法第6条の2第1項に基づき、平成16年に当初の「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」を定めましたが、今般の少子高齢化や市町村合併等の社会情勢の変化、及び東日本大震災による被害を踏まえ、本案のとおり変更しようとするものです。

【 参 考 】

1 公聴会開催状況

開 催 日 平成25年11月27日
公 述 人 なし

2 都市計画案の縦覧及び意見書の提出状況

縦 覧 期 間 平成26年2月14日～28日
意見書の提出状況 意見書の提出なし

3 市町村の意見

市町村名	意 見
石 川 町	なし
浅 川 町	なし
玉 川 村	なし
平 田 村	なし

議案第1969号

県南都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を次のように変更する。

別紙「県南都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」のとおり

理 由

都市計画法第6条の2第1項に基づき、平成16年に当初の「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」を定めましたが、今般の少子高齢化や市町村合併等の社会情勢の変化、及び東日本大震災による被害を踏まえ、本案のとおり変更しようとするものです。

【 参 考 】

1 公聴会開催状況

開 催 日 平成25年11月28日

公 述 人 なし

2 都市計画案の縦覧及び意見書の提出状況

縦 覧 期 間 平成26年2月14日～28日

意見書の提出状況 意見書の提出なし

3 市町村の意見

市町村名	意 見
白 河 市	なし
西 郷 村	なし
泉 崎 村	なし
中 島 村	なし
矢 吹 町	別紙2のとおり
棚 倉 町	別紙2のとおり
塙 町	なし

議案第1970号

会津都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を次のように変更する。

別紙「会津都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」のとおり

理 由

都市計画法第6条の2第1項に基づき、平成16年に当初の「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」を定めましたが、今般の少子高齢化や市町村合併等の社会情勢の変化、及び東日本大震災による被害を踏まえ、本案のとおり変更しようとするものです。

【 参 考 】

1 公聴会開催状況

開 催 日 平成25年11月27日
公 述 人 なし

2 都市計画案の縦覧及び意見書の提出状況

縦 覧 期 間 平成26年2月14日～28日
意見書の提出状況 意見書の提出なし

3 市町村の意見

市町村名	意 見
会津若松市	なし
会津美里町	なし

議案第1971号

会津高田都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を次のように変更する。

別紙「会津高田都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」のとおり

理 由

都市計画法第6条の2第1項に基づき、平成16年に当初の「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」を定めましたが、今般の少子高齢化や市町村合併等の社会情勢の変化、及び東日本大震災による被害を踏まえ、本案のとおり変更しようとするものです。

【 参 考 】

1 公聴会開催状況

開 催 日 平成25年11月28日
公 述 人 なし

2 都市計画案の縦覧及び意見書の提出状況

縦 覧 期 間 平成26年2月14日～28日
意見書の提出状況 意見書の提出なし

3 市町村の意見

市町村名	意 見
会津美里町	なし

議案第1972号

会津坂下都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を次のように変更する。

別紙「会津坂下都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」のとおり

理 由

都市計画法第6条の2第1項に基づき、平成16年に当初の「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」を定めましたが、今般の少子高齢化や市町村合併等の社会情勢の変化、及び東日本大震災による被害を踏まえ、本案のとおり変更しようとするものです。

【 参 考 】

1 公聴会開催状況

開 催 日 平成25年11月26日
公 述 人 なし

2 都市計画案の縦覧及び意見書の提出状況

縦 覧 期 間 平成26年2月14日～28日
意見書の提出状況 意見書の提出なし

3 市町村の意見

市町村名	意 見
会津坂下町	なし
湯 川 村	なし

議案第1973号

喜多方都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を次のように変更する。

別紙「喜多方都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」のとおり

理 由

都市計画法第6条の2第1項に基づき、平成16年に当初の「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」を定めましたが、今般の少子高齢化や市町村合併等の社会情勢の変化、及び東日本大震災による被害を踏まえ、本案のとおり変更しようとするものです。

【 参 考 】

1 公聴会開催状況

開 催 日 平成25年11月29日
公 述 人 なし

2 都市計画案の縦覧及び意見書の提出状況

縦 覧 期 間 平成26年2月14日～28日
意見書の提出状況 意見書の提出なし

3 市町村の意見

市町村名	意 見
喜 多 方 市	なし

議案第1974号

猪苗代都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を次のように変更する。

別紙「猪苗代都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」のとおり

理 由

都市計画法第6条の2第1項に基づき、平成16年に当初の「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」を定めましたが、今般の少子高齢化や市町村合併等の社会情勢の変化、及び東日本大震災による被害を踏まえ、本案のとおり変更しようとするものです。

【 参 考 】

1 公聴会開催状況

開 催 日 平成25年11月26日
公 述 人 なし

2 都市計画案の縦覧及び意見書の提出状況

縦 覧 期 間 平成26年2月14日～28日
意見書の提出状況 意見書の提出なし

3 市町村の意見

市町村名	意 見
猪 苗 代 町	なし
磐 梯 町	なし

議案第1975号

西会津都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を次のように変更する。

別紙「西会津都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」のとおり

理 由

都市計画法第6条の2第1項に基づき、平成16年に当初の「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」を定めましたが、今般の少子高齢化や市町村合併等の社会情勢の変化、及び東日本大震災による被害を踏まえ、本案のとおり変更しようとするものです。

【 参 考 】

1 公聴会開催状況

開 催 日 平成25年11月28日
公 述 人 なし

2 都市計画案の縦覧及び意見書の提出状況

縦 覧 期 間 平成26年2月14日～28日
意見書の提出状況 意見書の提出なし

3 市町村の意見

市町村名	意 見
西 会 津 町	なし

議案第1976号

南会津都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を次のように変更する。

別紙「南会津都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」のとおり

理 由

都市計画法第6条の2第1項に基づき、平成16年に当初の「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」を定めましたが、今般の少子高齢化や市町村合併等の社会情勢の変化、及び東日本大震災による被害を踏まえ、本案のとおり変更しようとするものです。

【 参 考 】

1 公聴会開催状況

開 催 日 平成25年11月26日
公 述 人 なし

2 都市計画案の縦覧及び意見書の提出状況

縦 覧 期 間 平成26年2月14日～28日
意見書の提出状況 意見書の提出なし

3 市町村の意見

市町村名	意 見
南 会 津 町	なし

議案第1977号

県北都市計画区域区分の変更について

都市計画区域区分を次のように変更する。

市街化区域及び市街化調整区域の区分
「計画図表示のとおり」

理 由

県北都市計画区域においては、無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため市街化区域と市街化調整区域を定めています。

このたび、開発許可等により住宅団地が整備され、都市的な土地利用がなされている地区について、市街地として明確に位置づけるため、市街化区域へ編入しようとするものです。また、道路が整備されたことにより、市街化区域と市街化調整区域の区域界を変更しようとするものです。さらには、史跡保存のため史跡公園の整備が行われ、市街地整備の見込みが無くなったことから、市街化調整区域へ編入しようとするものです。

【市街化区域及び市街化調整区域の面積】

区 分	現在の面積 (h a) A	変更後の面積 (h a) B	増減 (h a) B - A
市 街 化 区 域	6,206.5	6,242.5	36.0
市街化調整区域	28,889.7	28,853.7	-36.0
合計 (都市計画区域)	35,096.2	35,096.2	0.0

【市町村別内訳】

黒字：変更前

赤字：変更後（変更箇所のみ表示）

区 分	面積（h a）	区 分	面積（h a）
市街化区域	6,206.5 6,242.5	市街化調整区域	28,889.7 28,853.7
福 島 市	5,029.9 5,043.3	福 島 市	17,844.3 17,830.9
伊 達 市	783.3 805.9	伊 達 市	6,438.7 6,416.1
桑 折 町	249.7	桑 折 町	2,150.3
国 見 町	143.6	国 見 町	2,456.4

【市街化区域へ編入予定箇所】

箇 所 名	面積（h a）	備 考	予定用途地域
① 福島市北沢又	15.7	公的開発（整備済）	住居系
② 福島市松川町	0.2	民間開発（整備済）	住居系
③ 福島市さくら	0.7	区域界修正	工業系
④ 福島市冲高	0.003	区域界修正	工業系
⑤ 伊達市高子	22.6	公的開発（整備済）	住居系

【市街化区域編入を保留する予定箇所（特定保留地区）】

黒字：変更前

赤字：変更後

箇 所 名	面積（h a）	備 考	予定用途地域
① 福島市大笹生 —	57.5 —	公的開発 —	住居系・工業系 —

【市街化区域から市街化調整区域へ編入予定箇所】

箇所名	面積（h a）	備考
① 福島市岡島	3.1	史跡（国指定）保存による
② 福島市冲高	0.08	区域界修正

【 参 考 】

1 公聴会開催状況

開催日 平成25年11月25日～26日
公述人 なし

2 都市計画案の縦覧及び意見書の提出状況

縦覧期間 平成26年2月14日～28日
意見書の提出状況 意見書の提出なし

3 市町村の意見

市町村名	意見
福島市	なし
伊達市	なし

県中都市計画区域区分の変更について

都市計画区域区分を次のように変更する。

市街化区域及び市街化調整区域の区分
「計画図表示のとおり」

理 由

県中都市計画区域においては、無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため市街化区域と市街化調整区域を定めています。このたび、道路等の改良が実施されたことや、工業団地整備計画が確定したことに伴い、市街化区域と市街化調整区域の区域界を変更しようとするものです。

【市街化区域及び市街化調整区域の面積】

区 分	現在の面積 (h a) A	変更後の面積 (h a) B	増減 (h a) B - A
市 街 化 区 域	8,747.4	8,748.5	1.1
市街化調整区域	28,376.1	28,375.0	-1.1
合計 (都市計画区域)	37,123.5	37,123.5	0.0

【市町村別内訳】

黒字：変更前

赤字：変更後（変更箇所のみ表示）

区 分	面積（h a）	区 分	面積（h a）
市街化区域	8,747.4 8,748.5	市街化調整区域	28,376.1 28,375.0
郡山市	6,885.2 6,886.3	郡山市	20,138.3 20,137.2
須賀川市	1,506.6	須賀川市	6,293.4
鏡石町	355.6	鏡石町	1,944.4

【市街化区域へ編入予定箇所】

箇所名	面積（h a）	備 考	予定用途地域
① 郡山西部第一工業団地	6.1	公的開発、区域界修正	工業系

【市街化区域編入を保留する予定箇所（特定保留地区）】

黒字：変更前

赤字：変更後

箇所名	面積（h a）	備 考	予定用途地域
① 郡山市福原 —	74.2 —	土地区画整理事業 —	住居系 —
② 郡山市安積町成田 —	72.5 —	土地区画整理事業 —	住居系 —

【市街化区域から市街化調整区域へ編入予定箇所】

箇所名	面積（h a）	備 考
① 郡山西部第一工業団地	5.0	公的開発、区域界修正

【 参 考 】

1 公聴会開催状況

開 催 日 平成25年11月26日

公 述 人 なし

2 都市計画案の縦覧及び意見書の提出状況

縦 覧 期 間 平成26年2月14日～28日

意見書の提出状況 意見書の提出なし

3 市町村の意見

市町村名	意 見
郡 山 市	なし

議案第1979号

会津都市計画区域区分の変更について

都市計画区域区分を次のように変更する。

市街化区域及び市街化調整区域の区分
「計画図表示のとおり」

理 由

会津都市計画区域においては、無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため市街化区域と市街化調整区域を定めています。このたび、道路が整備されたため、市街化区域と市街化調整区域の区域界を変更しようとするものです。

【市街化区域及び市街化調整区域の面積】

区 分	現在の面積 (h a) A	変更後の面積 (h a) B	増減 (h a) B - A
市 街 化 区 域	2,677.4	2,677.4	0.04
市街化調整区域	16,398.6	16,398.6	-0.04
合計 (都市計画区域)	19,076.0	19,076.0	0.0

【市町村別内訳】

黒字：変更前

赤字：変更後（変更箇所のみ表示）

区 分	面積（h a）	区 分	面積（h a）
市街化区域	2,677.4	市街化調整区域	16,398.6
会津若松市	2,570.9	会津若松市	15,105.1
会津美里町	106.5	会津美里町	1,293.5

【市街化区域へ編入予定箇所】

箇 所 名	面積（h a）	備 考	予定用途地域
① 会津若松市広田	0.04	区域界修正	住居系

【市街化区域編入を保留する予定箇所（特定保留地区）】

黒字：変更前

赤字：変更後

箇 所 名	面積（h a）	備 考	予定用途地域
① 会津美里町家西 —	5.8 —	土地区画整理事業 —	住居系 —

【 参 考 】

1 公聴会開催状況

開 催 日 平成25年11月27日

公 述 人 なし

2 都市計画案の縦覧及び意見書の提出状況

縦 覧 期 間 平成26年2月14日～28日

意見書の提出状況 意見書の提出なし

3 市町村の意見

市町村名	意 見
会津若松市	なし

特殊建築物の敷地の位置について
(建築基準法第51条ただし書きによる許可)

建築基準法第51条ただし書きの規定に基づき、次の特殊建築物の敷地の位置について、都市計画上の支障の有無を審議するものである。

名称	位置	面積	用途	備考
株式会社 二瓶商店 一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設	福島県本宮市和田 字関宿 10-1, 10-3, 11-2, 93-4 字橋本 112-1, 113-2, 114-3, 119-2 字刑部内 68-2, 68-3	25,739.48 m ²	一般及び産業廃棄物処理施設 建物面積 4,806.77 m ² 中間処理施設 廃プラスチック類 (15.0t/日)	申請人 福島市野田町6丁目8-36 株式会社 二瓶商店 代表取締役 <small>にへい</small> 二瓶 <small>ひろゆき</small> 浩幸

当該施設は、平成19年より廃プラスチック類の一般廃棄物処理施設として稼働しているが、稼働時間延長に伴い1日あたり処理能力が5tを超えることから、建築基準法第51条ただし書の許可を得ようとするものです。

【当該地の都市計画制限】

都市計画の状況	状況
区域区分	なし
用途地域	無指定

2. 第166回福島県都市計画審議会に付議された案件の報告

第166回福島県都市計画審議会に付議された案件は次のとおり告示された。

議案番号	議 案 名	告示年月日	告示番号	備考
議案第1955号	いわき都市計画緑地の変更について	平成25年12月3日	福島県告示第766号	東日本大震災復興特別区域法第48条第8項の規定による告示
議案第1956号	二本松都市計画下水道の変更について	平成25年12月6日	福島県告示第773号	
議案第1957号	田村三春小野都市計画下水道の変更について	平成25年12月6日	福島県告示第774号	

平成26年3月25日

福島県都市計画審議会長

○福島県都市計画審議会委員名簿

福島県都市計画審議会委員

平成26年3月25日

議席番号	職 名	氏 名
1	日 本 大 学 工 学 部 准 教 授	土 方 吉 雄
2	東 北 運 輸 局 長	長 谷 川 伸 一
3	建 築 士	佐 藤 玲 子
4	郡 山 市 長	品 川 萬 里
5	東 北 経 済 産 業 局 長	守 本 憲 弘
6	福 島 県 警 察 本 部 長	名 和 振 平
7	福 島 県 女 性 農 業 委 員 協 議 会 長	加 藤 満 喜 子
8	司 法 書 士	森 恭 子
9	東 北 財 務 局 福 島 財 務 事 務 所 長	山 崎 秀 寿
10	福 島 県 議 会 議 員	勅 使 河 原 正 之
11	関 東 学 院 大 学 非 常 勤 講 師	荒 恵 子
12	福 島 県 町 村 議 会 議 長 会 会 長	八 島 博 正
13	東 北 地 方 整 備 局 長	小 池 剛
14	い わ き 明 星 大 学 人 文 学 部 准 教 授	菊 池 真 弓
15	東 北 農 政 局 長	佐 々 木 康 雄
16	福 島 県 商 工 会 議 所 女 性 会 連 合 会 副 会 長	阿 部 君 江
17	福 島 県 議 会 議 員	宮 本 し づ え
18	帝 京 大 学 経 済 学 部 教 授	山 川 充 夫
19	ア ネ ッ サ ク ラ ブ 代 表	山 口 乃 子

幹事 土 木 部 長 渡 辺 宏 喜
 土 木 部 技 監 遠 藤 光 一
 土 木 部 政 策 監 鏡 敬 文
 土 木 部 次 長 (都 市 担 当) 佐 藤 達 雄